

2007年9月18日

電子情報通信学会会長
富永 英義 殿

東北大学大学院理学研究科物理学専攻
本堂 毅
東北大学理学部物理学科
2006年度 物理学基礎研究（ゼミ）参加者
高橋 裕，中野嵩士，遊佐秀作，綿引正倫
大石知広，佐藤一実，神永潤弥，藤井宏行

私たちが貴学会に依頼しておりました質問書に対するお返事を，2007年7月2日に受け取りました．お返しいただいたことに感謝いたします．

頂いたお返事を，私たち一同，注意深く読ませていただきました．しかし残念なことに，貴学会通信ソサイエティ英文論文誌編集委員会から頂いた文章は，私たちの質問に対する回答になっておりませんでした．

私たちは，貴学会の学術雑誌出版に関する倫理，学術団体（学会）の論文出版行為に関する社会的責任を問うために，貴学会に質問書をお送りしました．私たちは，2007年5月7日付けの質問書の「3-3. 編集委員会および学会への疑問」の中で，次のように述べています．

上記[論文]の主張は，明らかに本論文の核心となる主張です．したがって，本論文が上記主張をするに十分な学術的（科学的）論拠を有しているか審査することが，専門家集団としての学会の社会的使命であるはずで

社会的に重要な問題に関して断定的な主張を持つ本論文に対し，貴学会はどのような基準で記述の明晰性や主張の合理性を吟味し出版を行ったのでしょうか．またその判断は学協会の倫理・規範（資料 1, 2, 5）に照らして適当であったとお考えでしょうか．

しかし、論文誌編集委員会からの6月28日付け返信では、貴学会の論文出版の倫理・社会的責任に関する私たちの質問には何らお答えいただけず、話がすり替わり、コメント論文形式での、論文著者への質問を勧める回答になっています。

当該論文に対しての学術的な内容に関する議論は、下記 1.3, Type of manuscript: (6)または(7)によって行われることを推奨いたします。

英文誌の編集について：

http://www.ieice.org/eng/shiori/mokuji_cs.html

編集委員会がご提案の Type of manuscript (6) 及び (7) は、いわゆるコメント論文に相当します。コメント論文は論文個々の学術的内容を議論するものであり、原理的に、学会が行う論文出版の社会的責任・倫理を議論することは不可能です。

そもそも、私たちが貴学会に質問書をお送りしたのは、当該論文が科学的議論に必要な記述の一意性や具体的根拠を欠いており、コメント論文での議論自体が成り立ち得ないからです。学術論文の質を保障する責任は、これを出版する学会（編集委員会）にありますので、私たちは当該論文を出版した貴学会に質問をしております。論文著者への質問ではありません。したがって本問題は、コメント論文のような、個々の著者に（矮小化されて）帰せられるべき問題ではありません。このことは、5月7日付け質問書の中で、繰り返しご説明しております。

質問書冒頭：

市民の安全に直結するテーマを扱い、断定的主張を行っているこの論文は、しかし学術的記述が不明瞭であり、コメント論文等による通常の直接的批判がそもそも困難です。そこで本論文を、査読付き学術誌によって出版した貴学会の見解を伺いたいと思います。

2 ページ目：

「記述の一意性」は、論文の文意が明確で、その意味内容が一つに定まるべきことです。科学の健全な発展には、研究者相互の建設的批判が不可欠です。仮に記述の一意性が確保されず、論文で議論・主張されている内容に不明な点が多い場合、具体的批判が出来なくなり、科学の健全性が損なわれます。また、責任の所在も不明瞭になります。

(略)

仮に、これらの条件が満たされない論文が（査読を経て）出版された場合、科学者コミュニティ内に混乱が生ずるばかりでなく、科学的事実を判断の前提とする社会的判断をも誤らせ、科学に対する社会的信頼が損なわれることは、改めて申し上げる必要もないと思います。

3 ページ目：

また、以下述べるように「記述の一意性」に欠けた論文であるため、その論文内容自体に不明な点が多く、学術的具体性をもった批判自体がそもそも困難です。

論文出版に必要な基本的条件（記述の一意性）の欠落については、質問状の 5 ページ以降に具体的に述べてあります。

質問書 8 ページ

3-3. 編集委員会および学会への疑問の中で、私たちは次のように述べました。

本論文が上記主張をするに十分な学術的（科学的）論拠を有しているか審査することが、専門家集団としての学会の社会的使命であるはずです。

また、貴学会の倫理綱領でも

2. 本学会員はその職務の遂行に当たって次の各項を遵守する。[社会的責任]

- (1) 電子情報通信技術の進展とその成果が与える社会的責任を自覚する。
- (2) 電子情報通信技術の進展によって生じる社会的影響について、客観的事実を明らかにするよう努力する。
- (3) 上記の事実を社会に周知するよう努力する。

と記し、

9. 本学会員が自己の所属する組織内において管理的立場にあるときは、上記項目を自分自身で遵守することに加えて、下記の項目を実施しなければならない。〔管理者基準〕

- (1) 自己の管理下にある構成員に対してもその遵守を促す。
- (2) 品質保証、知的財産権保護、要員の教育訓練等の体制の整備および向上のための方策を設定し、人および資材の合理的配分に配慮する。

とあります。

倫理綱領の解説の中でも

第2条〔社会的責任〕では、電子情報通信技術の進展によって生じる社会的影響に対する学会員の責任を述べた。ここでは、電子・情報・通信の何れかの技術の専門家として、学会員が社会的責任を自覚し、またその技術がもたらす社会的影響を正しく社会に知らせる努力をするよう求めている。

第4条〔品質保証〕では、研究、開発、製造等の成果物の品質の保証だけでなく、学会員の行動そのものの品質も視野においた。そのために目標を設定し、体制を作ることによって品質を維持していくことを求めている。

第9条〔管理者基準〕では、学会員が自分の所属する組織内において、管理的立場にある場合になすべき事項を追加的に示している。すなわち、自分自身がこの綱領の遵守に努めるだけでなく、自分の部下が綱領を遵守するよう教育訓練を行い、また遵守する環境を作り出す必要があることを述べている。

と記しています。学術論文の品質を保証することは、学術雑誌を出版する学会に科せられた社会的責任であり、論文出版行為に関する倫理を監督することは、貴学会長に科せられた役割かと存じます。

5月7日付けの質問書を再度お読みいただき、質問書に対して誠実かつ具体的

な回答をお寄せいただきますよう、心からお願い致します。尚、以下に日本学術会議が 2006 年 10 月 3 日に公表した声明「科学者の行動規範」を引用いたします。ご一読ください。また、5 月 7 日付け質問書、及び 6 月 28 日付けの返信 2 通を同封致します。

ご回答は、2007 年 10 月末日まで頂けますよう、お願い申し上げます。

日本学術会議 声明 「科学者の行動規範」 (2006年10月3日)

科学は、合理と実証を旨として営々と築かれる知識の体系であり、人類が共有するかけがえのない資産でもある。また、科学研究は、人類が未踏の領域に果敢に挑戦して新たな知識を生み出す行為といえる。

一方、科学と科学研究は社会と共に、そして社会のためにある。したがって、科学の自由と科学者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的認知を得る。ここでいう「科学者」とは、所属する機関に関わらず、人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、新たな知識を生み出す活動、あるいは科学的な知識の利活用に従事する研究者、専門職業者を意味する。

このような知的活動を担う科学者は、学問の自由の下に、自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受するとともに、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。特に、科学活動とその成果が広大で深遠な影響を人類に与える現代において、社会は科学者が常に倫理的な判断と行動を成すことを求めている。したがって、科学がその健全な発達・発展によって、より豊かな人間社会の実現に寄与するためには、科学者が社会に対する説明責任を果たし、科学と社会の健全な関係の構築と維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立する必要がある。科学者の倫理は、社会が科学への理解を示し、対話を求めるための基本的枠組みでもある。

これらの基本的認識の下に、日本学術会議は、科学者個人の自律性に依拠する、すべての学術分野に共通する必要最小限の行動規範を以下のとおり策定した。これらの行動規範の遵守は、科学的知識の質を保証するため、そして科学者個人及び科学者コミュニティが社会から信頼と尊敬を得るために不可欠である。

(科学者の責任)

1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(科学者の行動)

2 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

(自己の研鑽)

3 科学者は自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

(説明と公開)

4 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(研究活動)

5 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備)

6 科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令の遵守)

7 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(研究対象などへの配慮)

8 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

9 科学者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正當に評価し、名譽や知的財産權を尊重する。

(差別の排除)

10 科学者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

11 科学者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(以上)

連絡先（質問書代表者）

〒980-8578

宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3

東北大学大学院理学研究科物理学専攻

本堂 毅